

【スポーツの秋とラジオ体操】

10 月 25 日に開催された「しまだ大井川マラソン」に参加しましたが、台風 30 号の影響もあり、あいにく雨の中でのマラソンとなりました。それでも、雨の日が多かった 9 月に比べれば、秋晴れの日も増え、ようやく秋らしさを感じられるようになった 10 月も、早いもので月末を迎えました。

皆さまは、今年の秋をどのように過ごされたでしょうか。

読書の秋、食欲の秋、そしてスポーツの秋……。

昭和生まれの私にとって、10 月 10 日といえば「体育の日」。2000 年（平成 12 年）から 10 月の第 2 月曜日に移り、2020 年（令和 2 年）には名称も「スポーツの日」に変わりましたが、いまだに馴染めません。やはり「体育の日は 10 月 10 日」という感覚が抜けないのです。

さて、今回は、日頃お世話になっている某会社の朝礼について、少しお話ししたいと思います。

その会社では、毎朝、朝礼に先立って社員の皆さんがラジオ体操を行っています。私も会社にお邪魔する際には、皆さんと一緒にラジオ体操から参加させていただいています。

初めて参加した日のことです。

ラジオ体操など、一体何年ぶりでしょうか。最後に体操をしたのがいつだったのか、全く思い出せません。そもそも、どんな動きだったのかさえ、記憶が曖昧です。

ところが、音楽が流れ、「ラジオ体操第一〜！」という掛け声が聞こえてくると、不思議なことに身体が自然と動き始めたのです。

腕を前から上に上げて、大きく背伸びの運動から始まり、腕を振って脚を曲げ伸ばす運動、腕を回す運動……。

次は何だったかと考える必要もなく、音楽に合わせて身体が動いていきます。

小学校、中学校、そして高校時代。体育の授業や夏休みの朝など、何度となく繰り返してきたラジオ体操。その動きは、何十年経っても身体に染みついているのですね。

人間の記憶とは、実に不思議なものだと感心しました。

ただし、昔と大きく違うことが一つありました。

腕を回したり、身体を反らしたりするだけで、肩や腕に結構な負担がかかるのです。子供の頃には何とも思わなかった動きが、今では少々つらい。ところどころで痛みさえ感じます。



動きは昔のまま覚えているのに、それを実行する身体の方は、残念ながら昔のままではありません。

頭の中では軽々と体操をしているつもりでも、身体は正直です。加齢の影響を、思いがけないところで実感することになりました。

もっとも、考えてみれば、ラジオ体操は身体のさまざまな部分を動かすようによく考えられた運動です。普段使っていない筋肉や関節を動かすことにも意味があるのでしょう。

社員の皆さんが毎朝当たり前のように続けているラジオ体操。わずか数分のことですが、それを毎日、何年も積み重ねることには、大きな意味があるように思います。

「継続は力なり」

何事も、日々の小さな積み重ねが大切なのだと、改めて感じた秋の朝でした。

さて、私もラジオ体操を毎朝の習慣にしてみようかと思いますが、果たしていつまで続くことやら……。



大井川鐵道のパーシー号（きかんしゃトーマス）
10/27「新金谷駅」にて

【「消費税・支援金法案」、国会に提出】

去る 10 月９日、「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」（以下「消費税・支援金法案」といいます。）が国会に提出されました。同法案は、10 月 20 日に衆議院の財務金融委員会に付託され、10 月 31 日現在、衆議院で審議中です。

この法案は、飲食料品に係る消費税率の引下げと、就業者負担軽減支援金の支給を一つにまとめたものです。政府は、令和 11 年度からの「所得に連動したきめ細かな給付」の導入までのつなぎとして、飲食料品の税率引下げと支援金の先行導入を組み合わせ、飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を図るとしています。

さて、法案は４章構成となっており、消費税関連の規定は第２章（第２条～第８条）にあります。

【飲食料品１％のインパクト】

法案が成立した場合、令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間、現在、軽減税率の対象となっている飲食料品（外食や酒類は除かれます。）に係る消費税率が、地方消費税を含めて８％から１％に引き下げられることになります。

消費税率の引下げ部分が注目されていると思いますが、消費税・支援金法案には、それ以外に、①課税事業者選択・簡易課税不適用に関する届出の特例、②簡易課税制度における飲食料品の売上げに対応する仕入税額控除の特例、③中間申告税額の計算に関する特例、④総額表示義務の特例などがあります。

この秋以降、消費税・支援金法案に関する研修講師のご依頼をいただいていて、現在、研修資料を鋭意作成しているところです。

紙幅の関係もありますので、消費税・支援金法案の詳細な解説はできませんが、今回は飲食料品に係る消費税率が１％に引き下げられることのインパクトについてご紹介をしたいと思います。

飲食料品の売上げや仕入れがある事業者にとって、今回の引下げは、販売価格だけでなく、消費税の納付・還付や資金繰りにも影響する可能性があります。免税事業者や簡易課税制度を適用している事業者に加え、中間申告・納付を行っている事業者も、早めの確認が必要です。

《申告納税額への影響》

次に掲げる資料は、一定の前提の下で、「飲食料品小売業」と「飲食料品製造業」について、税率引下げ後の納付・還付税額を試算したものです。

原則課税では、売上げに係る消費税額から、仕入れや経費などに係る控除対象の消費税額を差し引いて、納付税額を計算します。控除する税額の方が大きければ、その差額は還付の対象となります。

掲載事例では、税率１％への引下げ後、飲食料品小売業では 10 万円、飲食料品製造業では 42 万円の還付となっています。売上げに適用される税率が１％になる一方で、店舗家賃、光熱費、包装資材費などには引き続き 10%が適用されるため、大きな設備投資がなくても、仕入れや経費の構成によっては還付が生じるのです。

一方、免税事業者のままでは仕入れに係る消費税の還付を受けることはできず、簡易課税制度でも、実際の仕入税額に基づく還付は受けられません。こうした事業者については、法案第３条の届出に関する特例も

消費税率引下げの影響 《申告納税額への影響①》 飲食料品小売業のケース

【前提等】売上額及び仕入額等は税抜金額。税額は地方消費税を含む。
課税仕入れに係る消費税額は全額控除可能。（単位：万円）

項　目	金　額	売上高に対する割合		適用税率	税　額	
飲食料品の売上げ	4,000	－		1％	40	
飲食料品の仕入れ	3,000	75％	80%	1%	30	50
店舗等の家賃、光熱費、消耗品費 など	200	5％		10％	20	
納付・還付税額	―	―		―	（還付）10	

- 課税仕入れの総額が売上高の80%であり、その大部分が税率１%の適用対象となる場合でも、店舗家賃や光熱費等の10%課税の仕入れが一定程度含まれることにより、設備投資を行わなくても還付となる可能性がある。
- 簡易課税の適用を受ける場合には８万円〔＝40－（40×0.8）〕の納付となるが、今回の特例適用により納付税額はゼロ〔＝40－40〕となる。なお、簡易課税では還付を受けることはできない。

消費税率引下げの影響 《申告納税額への影響②》 飲食料品製造業のケース

【前提等】売上額及び仕入額等は税抜金額。税額は地方消費税を含む。
課税仕入れに係る消費税額は全額控除可能。（単位：万円）

項　目	金　額	売上高に対する割合		適用税率	税　額	
飲食料品の売上げ	4,000	－		1％	40	
飲食料品の仕入れ	2,200	55％	70%	1%	22	82
包装資材費、機械リース料、光熱費、消耗品 など	600	15％		10％	60	
納付・還付税額	－	－		－	（還付）42	

- 課税仕入れの総額が売上高の70%であり、その税率別構成によっては、設備投資を行わなくても還付となる可能性がある。
- 特に製造業では、飲食料品の仕入れに1%が適用される一方、包装資材、燃料、機械設備、修繕費等には10%が適用される。したがって、課税仕入れの税率別構成が還付の有無や多寡に大きく影響する。
- 簡易課税の適用を受ける場合には12万円〔＝40－（40×0.7）〕の納付となるが、今回の特例適用により納付税額はゼロ〔＝40－40〕となる。なお、簡易課税では還付を受けることはできない。

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15-2　鳳翔ビル 203 号｜TEL 03-5210-6785｜y.uetake@uetake-tax.com｜https://uetake-tax.com

踏まえ、課税事業者の選択や、簡易課税制度から原則課税への変更を検討することになります。

《中間申告・納付への影響》

次に、飲食料品に係る税率引下げが、中間申告・納付に与える影響を見てみましょう。

直前の課税期間が１年間で、年１回の中間申告を行う事業者の場合、通常は、前期の確定年税額の２分の１を中間納付します。

掲載した飲食料品製造業の事例では、令和９年３月期の年税額が 126 万円であるため、通常の計算による中間納付額は 63 万円となります。一方、税率引下げ後の令和 10 年３月期は、中間納付額を控除する前の段階で 63 万円の還付となる計算です。このため、通常どおり 63 万円を中間納付すると、確定申告時には、その中間納付分を含めて 126 万円の還付を受けることになります。

最終的に精算されるとはいえ、後で還付される税額を一時的に納付することは、資金繰りの負担となり得ます。

そこで法案には、前期の飲食料品の売上げや仕入れ等について、税率引下げ後の制度を適用したものとして計算し直し、その結果に基づいて中間申告税額を計算できる特例が設けられています。この事例では、特例を適用することにより中間納付額がゼロとなり、63 万円の一時的な資金流出を避けることができます。

また、継続的に還付が見込まれる場合には、課税期間を１か月又は３か月に短縮する特例を選択し、還付申告の機会を早める方法も考えられます。ただし、申告回数が増え、原則として２年間は短縮をやめられないため、還付見込額と事務負担を比較して判断する必要があります。

今回は手続きの詳細には立ち入りませんが、税率引下げの影響は、消費税の納付額だけにとどまりません。還付の有無や時期、資金繰り、課税方式の選択なども含めて確認することが大切です。

消費税率引下げの影響 《中間申告への影響》　　**飲食料品製造業のケース**

【前提等】売上額及び仕入額等は税抜金額。税額は地方消費税を含む。
課税仕入れに係る消費税額は全額控除可能。（単位：万円）

項　目	金　額	令和9年3月期 税額	中間申告 税　額	令和10年3月期 税額
飲食料品の売上げ	6,000	480	—	60
飲食料品の仕入れ	3,300	264	—	33
包装資材費、機械リース料、光熱費、消耗品 など	900	90	—	90
		354	特例（0）	123
納付・還付税額	—	126	63	▲63

【令和10年3月期】１２６万円の還付〔＝６０ － １２３ － ６３〕（うち中間納付分が６３）
《特例を適用した場合》６３万円の還付〔＝６０ － １２３ － ０〕

- 税率引下げにより令和10年3月期の差引税額は６３万円の還付となるが、前年確定税額を基準とする中間申告（６３万円）を行った場合には、中間納付分を含む１２６万円の還付が発生。
- 前年の確定税額を基礎とした中間申告を行う場合には、最終的に還付されることとなる税額を一時的に納付する必要が生じ、資金繰りに影響する可能性がある。このため今回の特例（中間申告書の記載事項等の特例）の適用や、課税期間の特例の活用についても検討する必要がある。

まずは、ご自身の事業の売上げや仕入れにどのような税率が適用されているかを確認し、税率引下げ後の納付・還付見込額を試算してみてはいかがでしょうか。対応が必要となる場合には、早めに税理士へご相談ください。

※ 本稿は、令和８年 10 月 31 日現在の提出法案に基づいています。

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15-2　鳳翔ビル 203 号｜TEL 03-5210-6785｜y.uetake@uetake-tax.com｜https://uetake-tax.com

―――――――――――――――――――――――――――――――――



本文でも触れましたが、この秋は消費税・支援金法案に関する研修講師のご依頼を複数いただき、資料作成に追われています。

この事務所だよりも、10 月最終日の 31 日㈭に、ようやくまとめることができました。

制度の内容を正確に理解し、分かりやすくお伝えできるよう、引き続き準備を進めてまいります。



〒102-0085 東京都千代田区六番町 15-2　鳳翔ビル 203 号｜TEL 03-5210-6785｜y.uetake@uetake-tax.com｜https://uetake-tax.com